

<p>岡山県 神社庁 報廳</p> <h1>報廳</h1>	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部 岡山市中区奥市3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 IP電話 050-0604-4359 <a href="http://www.okayamajincho.or.jp/">http://www.okayamajincho.or.jp/</a></p>	 <p>遷宮で結ぶ人の輪心の輪 第六十二回神宮式年遷宮</p>
---------------------------------------	--	--



布施神社の  
おおげやき

苫田郡鏡野町富西谷に鎮座の、お田植祭「神田植」でつとに知られた布勢神社。その鳥居脇に五百五十年の年輪を刻んできたという、大げやきが樹勢めでたく生い茂っている。

目通りの周囲七、一メートルの二股木で樹高三十五メートル。県下のげやき三指のうちの一本である。

布施神社のおおげやき

# 神社庁本年度予算は 1 億 3,114 万円 (平成 21 年 定例協議員会)

六月二十四日午後一時三十分から神社庁講堂において、平成二十一年定例協議員会が開催された。開式行事、庁長挨拶の後、伏見議長が登壇し、議事が審議された。報告事項として、河本副庁長（神社本庁評議員）が五月二十一日、二十二日に開催された神社本庁定例評議員会の概要報告として、五〇億八、七〇二万円の予算の可決、本庁に属しない神社の非包括関係設定に伴う特別措置等、また、自由討議の内で国旗祭執行の啓発、大麻取締法に於ける「大麻」

の呼称変更要望、二〇三三年問題を踏まえ、新しい暦法（平成暦）の検討等の内容を説明した。

引き続き、神社庁担当理事から各委員会（総務、財務、教化、祭祀、研修、渉外）の事業が報告された。

## 議案第一号

### 平成二十一年度岡山県神社庁 一般会計歳入歳出予算

#### 議案第二号

佐々木財務部長が予算の説明を行い、図書の整備終了及び貸し出しの時期、時局対策費の内容などについて質問がなされたが、一億三、一四万円の予算案は満場一致で可決された。

## 議案第二号

### 神社本庁包括外の 宗教法人の取り扱いについて

新年度以降新たに神職に任用される者が他宗教の役職員に就任している場合及び、新たに他宗教の役職員に就任する場合は、事前に統理の承認を受け、身分二級以上及び表彰の対象にしない。申請漏れの場合は免職とする。

現任神職で既に神社本庁包括外の宗教法人の役職員に就任している場合は経過措置を設け、平成二

十二年六月三十日までに統理の承認を受け、身分二級以上及び表彰の対象にする。申請漏れの場合は昇級及び表彰をしない。などが可決された。

## その他

任命料、身分認定料、承認申請料が改訂され、初任用及び身分昇進寄付金は廃止され、それぞれ記念品を呈する事とした。

総代理事が一名欠員となっており、次回の総代会評議員会で選任補充する事とした。

## 企業からの

### 商品御祈願について

近年、神社に対し企業から「商品やその材料を神社でお祓いし、商品に〇〇神社祈願済み等の記載をさせて欲しい」との申し出が全国的に増えております。最近では、合格祈願済、恵方巻きの海苔、節分の豆、バレンタインへ向けた商品準備の為に、一社が断ると次の神社に電話する傾向にあるようです。

これは、神社の御利益を謳った一般商品を販売することとなり、

今後の神社の運営に大きな影響を与えかねません。

参考までに本庁からの通知（抜粋）を下記に記載しますので、神職の会合等で周知徹底戴きますよう宜しくお願い致します。

## 記

- 1、神符守札は御社頭において参詣者に対し個々に授与することを原則とし、営利企業等に対して一括して大量に授与することは、商品化される恐れが多分にあるのでこれを行わない。
- 2、百貨店や商店等、社頭以外への場所へ出張しての授与は、商品との混同を招きやすいので、これを行ってはならない。
- 3、営利企業・団体等が、商品の購買者や協賛者を対象に、神符守札を斡旋頒布することは許可しない。
- 4、神符守札を一般商品の付加品としたり、宣伝の材料として利用させてはならない。
- 5、その他神符守札が、崇敬心の有無にかかわらず不特定の人に無条件で配布されたり、不浄不敬の取扱いを受ける恐れのある場合は授与しない。

(昭和五十四年十一月二十七日)

通達第四号)

以上

<b>平成21年度</b>	
<b>岡山県神社庁</b>	
<b>一般会計歳入歳出予算書</b>	
(平成21年7月1日～平成22年6月30日)	
歳入総額	131,140,000円
歳出総額	131,140,000円

歳入の部 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減(△)
<b>I 神饌及幣帛料</b>	<b>1,220,000</b>	<b>1,270,000</b>	<b>△50,000</b>
1 本庁幣	620,000	620,000	0
2 神饌及初穂料	600,000	650,000	△50,000
<b>II 財産収入</b>	<b>30,000</b>	<b>30,000</b>	<b>0</b>
<b>III 負担金</b>	<b>36,920,000</b>	<b>36,920,000</b>	<b>0</b>
1 神社負担金	25,844,000	25,844,000	0
2 神職負担金	9,230,000	9,230,000	0
3 支部負担金	1,846,000	1,846,000	0
<b>IV 交付金</b>	<b>67,380,000</b>	<b>67,680,000</b>	<b>△300,000</b>
1 本庁交付金	1,500,000	1,500,000	0
2 神宮神徳宣揚費交付金	65,600,000	65,900,000	△300,000
3 本庁補助金	280,000	280,000	0
<b>V 寄付金</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,100,000</b>	<b>△100,000</b>
1 神社特別寄贈金	3,000,000	3,000,000	0
2 寄付金	0	100,000	△100,000
<b>VI 諸収入</b>	<b>1,480,000</b>	<b>1,480,000</b>	<b>0</b>
1 表彰金	50,000	50,000	0
2 預金利子	30,000	30,000	0
3 申請料・任命料	1,000,000	1,000,000	0
4 雑収入	400,000	400,000	0
<b>VII 繰入金</b>	<b>4,110,000</b>	<b>4,110,000</b>	<b>0</b>
<b>当期歳入合計</b>	<b>114,140,000</b>	<b>114,590,000</b>	<b>△450,000</b>
<b>前期繰越金</b>	<b>17,000,000</b>	<b>20,000,000</b>	<b>△3,000,000</b>
		<b>(25,438,583)</b>	<b>(△8,438,583)</b>
<b>歳入合計</b>	<b>131,140,000</b>	<b>134,590,000</b>	<b>△3,450,000</b>
		<b>(140,028,583)</b>	<b>(△8,888,583)</b>

歳出の部 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減(△)
<b>I 幣帛料</b>	<b>2,760,000</b>	<b>2,760,000</b>	<b>0</b>
1 本庁幣	2,260,000	2,260,000	0
2 神社庁幣	500,000	500,000	0
<b>II 神事費</b>	<b>400,000</b>	<b>400,000</b>	<b>0</b>
<b>III 事務局費</b>	<b>37,615,000</b>	<b>40,200,000</b>	<b>△2,585,000</b>
1 表彰並びに儀礼費	1,100,000	1,000,000	100,000
(1各種表彰費)	600,000	600,000	0
(2慶弔費)	500,000	400,000	100,000
2 会議費	350,000	350,000	0
3 役員関係費	1,500,000	2,000,000	△500,000
(1役員報酬)	1,280,000	1,280,000	0
(2教諭師関係費)	0	500,000	△500,000
(3視察研修費)	100,000	100,000	0
(4地区会議関係費)	120,000	120,000	0
4 給料及び福利厚生費	24,200,000	23,500,000	700,000
(1給料)	12,900,000	12,600,000	300,000
(2諸手当)	8,200,000	7,800,000	400,000
(3各種保険料)	3,000,000	3,000,000	0
(4職員厚生費)	100,000	100,000	0
5 庁費	5,370,000	6,500,000	△1,130,000
		<b>(6,840,000)</b>	<b>(△1,480,000)</b>

科目	予算額	前年度予算額	増減(△)
(1備品費)	300,000	1,600,000	△1,300,000
		<b>(1,760,000)</b>	<b>(△1,460,000)</b>
(2図書印刷費)	650,000	650,000	0
(3消耗品費)	1,350,000	1,250,000	100,000
(4水道光熱費)	1,200,000	1,100,000	100,000
(5通信運搬費)	1,000,000	1,200,000	△200,000
(6雑費)	870,000	700,000	170,000
		<b>(880,000)</b>	<b>(△10,000)</b>
6 交際費	1,200,000	1,200,000	0
7 旅費	2,765,000	4,700,000	△1,935,000
8 維持管理費	1,130,000	950,000	180,000
		<b>(1,130,000)</b>	<b>(0)</b>
<b>IV 指導奨励費</b>	<b>14,205,000</b>	<b>8,805,000</b>	<b>5,400,000</b>
1 教化事業費	6,430,000	5,370,000	1,060,000
(1教化費)	910,000	300,000	610,000
(2広報費)	2,000,000	2,000,000	0
(3事業費)	1,060,000	1,000,000	60,000
(4神宮奉賛費)	1,860,000	1,370,000	490,000
(5育成費)	600,000	700,000	△100,000
2 神社庁研修所費	3,180,000	1,700,000	1,480,000
(1研修費)	2,580,000	1,100,000	1,480,000
(2研修奨励費)	600,000	600,000	0
(3祭祀研究費)	1,085,000	275,000	810,000
4 各種補助金	3,510,000	1,460,000	2,050,000
(1神政連関係費)	150,000	0	150,000
(2神青協補助金)	550,000	550,000	0
(3氏青協補助金)	100,000	100,000	0
(4県教神協補助金)	100,000	100,000	0
(5女子神職会補助金)	200,000	200,000	0
(6県敬婦連補助金)	130,000	130,000	0
(7神楽部補助金)	100,000	100,000	0
(8作州神楽補助金)	30,000	30,000	0
(9支部長懇話会補助金)	250,000	250,000	0
(10教諭師関係費)	500,000	0	500,000
(11地区大会援助金)	1,400,000	0	1,400,000
<b>V 各種積立金</b>	<b>4,660,000</b>	<b>4,660,000</b>	<b>0</b>
1 職員退職給与積立金	1,000,000	1,000,000	0
2 正副庁長退任労金積立金	160,000	160,000	0
3 次期式年遷宮準備金	3,000,000	3,000,000	0
4 災害見舞積立金	500,000	500,000	0
<b>VI 神社関係者大会費</b>	<b>600,000</b>	<b>600,000</b>	<b>0</b>
<b>VII 負担金</b>	<b>22,605,450</b>	<b>22,605,450</b>	<b>0</b>
1 本庁災害感謝負担金	60,450	60,450	0
2 本庁負担金	6,045,000	6,045,000	0
3 本庁特別納付金	13,550,000	13,550,000	0
4 支部負担金報奨費	2,950,000	2,950,000	0
<b>VIII 渉外費</b>	<b>815,000</b>	<b>670,000</b>	<b>145,000</b>
1 友好団体関係費	580,000	350,000	230,000
2 時局対策費	100,000	100,000	0
3 同対策費	135,000	120,000	15,000
4 神政連関係費	0	100,000	△100,000
<b>IX 神宮神徳宣揚費交付金</b>	<b>34,270,000</b>	<b>34,430,000</b>	<b>△160,000</b>
<b>X 大麻頒布事業関係費</b>	<b>6,600,000</b>	<b>6,350,000</b>	<b>250,000</b>
1 頒布事務費	1,000,000	750,000	250,000
2 頒布事業奨励費	5,600,000	5,600,000	0
<b>XI 予備費</b>	<b>6,609,550</b>	<b>13,109,550</b>	<b>△6,500,000</b>
		<b>(18,028,133)</b>	<b>(△11,418,583)</b>
<b>当期歳出合計</b>	<b>131,140,000</b>	<b>134,590,000</b>	<b>△3,450,000</b>
		<b>(140,028,583)</b>	<b>(△8,888,583)</b>
<b>次期繰越金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>歳出合計</b>	<b>131,140,000</b>	<b>134,590,000</b>	<b>△3,450,000</b>
		<b>(140,028,583)</b>	<b>(△8,888,583)</b>

※款内流用を認める

※表中の( )内は補正予算額

※増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。

平成20年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

	支部	奉仕神社	役職	氏名	支部	奉仕神社	役職	氏名
二条	津山	奥津神社	宮司	岡本 正弘	井原	八幡神社	宮司	藤井 秀徳
	御津北	三所神社	宮司	海士部満徳	吉備	東園神社	宮司	小橋 道典
	和気備前	春日神社	宮司	那須 正寛	川上	小坂神社	宮司	平田 高久
	浅口	真止戸山神社	権禰宜	中山 満子	久米	上山宮	宮司	横林 一彦
	矢掛美星	武苔神社	宮司	清水 啓介				

役員・総代の部

	支部	奉仕神社	役職	氏名	支部	奉仕神社	役職	氏名	
二条	岡山	小島神社	総代	友田米太郎	浅口	大宮神社	責任役員	香取 航	
	岡山	八幡宮	責任役員	井上康太郎	浅口	磐岩神社	責任役員	虫明 勝美	
	岡山	八幡宮	責任役員	茂崎 末廣	浅口	大浦神社	総代	村上 昇	
	岡山	八幡宮	責任役員	茂崎 寛	浅口	真止戸山神社	責任役員	大西 洋平	
	岡山	廣幡八幡宮	責任役員	宮下 一矢	笠岡	八幡神社	総代	笠原 茂雄	
	倉敷	天石門別保布羅神社	責任役員	三宅 文雄	笠岡	徳民於賀神社	責任役員	田上 実	
	津山	徳守神社	総代	角南 泰一	笠岡	八幡神社	責任役員	高木 浩朗	
	津山	中山神社	総代	築山 福文	矢掛美星	矢掛神社	責任役員	渡邊 敏雄	
	津山	加茂神社	責任役員	前原 順次	矢掛美星	岩山神社	総代	齋藤 禎邦	
	津山	軒戸神社	総代	西川 稔	矢掛美星	四位神社	総代	浅尾 豊	
	津山	堀坂神社	責任役員	曾根 春雄	井原	王子神社	責任役員	塩飽 英治	
	津山	福力荒神社	責任役員	植月 晴三	井原	八幡神社	責任役員	谷本 尚一	
	玉野	御前八幡宮	総代	芳上 繁隆	吉備	巖島神社	総代	加藤 貴一	
	玉野	八幡宮	総代	永田 正己	吉備	八幡神社	責任役員	登森 康郎	
	玉島	羽黒神社	総代	三宅 茂人	吉備	阿宗神社	責任役員	守安 嶺	
	玉島	柏島神社	総代	渡邊 務	高梁上房	天神社	責任役員	宮本 和雄	
	玉島	御崎神社	責任役員	花土 弘	川上	良御前神社	責任役員	大塚 明	
	玉島	七神社	責任役員	赤澤 佐吉	川上	大崎神社	責任役員	横木 忠	
	児島	八幡宮	責任役員	鴨井 康雄	川上	辰口八幡神社	総代	向井 浩一	
	児島	新庄八幡宮	責任役員	谷吉 一馬	川上	天満神社	責任役員	三宅 美雄	
	児島	鴻八幡宮	総代	尾崎 務	新見	八幡神社	責任役員	阪本 利明	
	御津南	吉備津彦神社	責任役員	水野 詩郎	新見	八代神社	責任役員	金田与志雄	
	御津南	宇甘神社	責任役員	江田 忠昭	真庭	高應神社	責任役員	三村 弘	
	御津南	八幡宮	責任役員	岡 隆	真庭	田根神社	責任役員	本名 克司	
	御津北	天計神社	責任役員	浮森 孝雄	真庭	見明戸八幡神社	責任役員	和田 弘敏	
	御津北	八幡宮	責任役員	草地 勝憲	真庭	箸立天満宮	責任役員	吉原 富蔵	
	和気備前	春日神社	総代	奥橋 嫩	真庭	箸立天満宮	責任役員	芦田 有正	
	和気備前	水行谷神社	総代	西山 英昭	勝田	廣戸神社	総代	芦田 友允	
	邑久西大寺	牛窓神社	総代	柴田 正夫	勝田	瀧神社	責任役員	久永 智美	
	邑久西大寺	八幡宮	責任役員	岡村 三平	勝田	杉神社	責任役員	平井 謙治	
	邑久西大寺	稻荷神社	責任役員	妹尾 要	勝田	杉神社	責任役員	清水 信男	
	邑久西大寺	八幡宮	責任役員	成本 敏博	英田	林野神社	責任役員	広石 政一	
	邑久西大寺	豊原南島神社	責任役員	石原紀久男	英田	八幡神社	総代	浅野 健二	
	上道西大寺	竹原神社	責任役員	池本 浩司	英田	八幡神社	責任役員	大寺 道賀	
	都窪	八幡神社	総代	光畑 清	英田	上山神社	責任役員	高田 義昭	
	都窪	八幡神社	責任役員	中田 廣	久米	八幡神社	責任役員	黒田 正巳	
	浅口	船穂神社	責任役員	花田多美男	久米	築瀬神社	責任役員	高山 勝正	
	三条	玉島	鹽竈神社	責任役員	西山 寿男	高梁上房	八幡神社	責任役員	山川 昇
		児島	八幡宮	責任役員	永井 啓一	川上	八幡神社	責任役員	松岡 秀典
		浅口	八幡神社	責任役員	清水 毅	英田	大榮神社	責任役員	遠藤 正夫
		浅口	大宮神社	総代	中務壽永雄				

# 社報を作ろう

阿智神社権禰宜 堀田 尚宏



(実際の紙面は神社庁HPからダウンロードできます。)

試し…と私が引き受けることとなり、今日に至っております。

## 試行錯誤のはじまり

平成十八年春、引き受けてはみたものの、ゼロからのスタート。試行錯誤の連続でした。十二頁という容量を減らす訳にもいかず、クオリティを下げる訳にもいかなないので、編集やデザイン関係の書籍を買い集めては夜遅くまでパソコンと格闘する毎日。今では考えられないほどの手間暇がかかりました。それでも記者の方が校正のために何度も来られていたことを思えば社内でのやり取りで済むので、実に順調でした。

しかし、何とかデータを完成させて業者に出示してみれば、保存形式に不備があるなどと指摘を受け、その場で入稿のイロハを教わって引き返し、夜な夜な目を真っ赤にして直しました。プロの方からすれば「まさかこんなことも知らずに来るなんて」と聞いた口も塞がらなかったことと思います。しかし、編集を全てすることで

これまでの予算で表紙・裏表紙をカラーにすることが可能となりました。また、制作経験を重ねることでも更に経費を削減できたりと、メリットもありました。

## 制作にあたって

制作担当とはいえ、基本的には社内での意見を紙面に反映させていきます。ただ、レイアウトについては当初、段組みなど言われるままに変更していましたが、現在は文字や行数、段数、写真サイズなどをなるべく固定するようにしています。私が使用しているソフトはAdobe社のIllustratorです。で、レイアウトは比較的自由に変更可能ですが、とはいえ十二頁ともなると割り付けもそう簡単にはいかず、バランス調整が大変。また、文字の切り貼り作業を多く繰り返すと脱字が発生しやすくなりますが、作業している本人にはなかなか気付くことができないものです。「画一的で面白くない」と言う向きもありましたが、決まった形式を決めておく事で、作業時間も短縮でき、誤りも随分減らすことができました。また、原稿用紙もそれに合わせたものを作って渡すようにすれば、字数オーバーや禁則処理も減り、より効率的に

## 社報制作のすすめ

編集を進めることができます。また、あれこれ載せたくないものが人情ですが、あまり詰め込み過ぎると主題が霞んでしまいますし、読み手も疲れてしまいますので、いい塩梅に抑えるのも必要です。

日頃の出来事を伝える手段として、ホームページやブログの活用も良いですが、どちらかというところ特定多数への情報発信であり、興味を持って検索してきた方へのアプローチとなつてしまいます。地域にはお年寄りなどパソコンや携帯を持たない方も多いため、社報が最も確実に氏子崇敬者や参拝者の手元に情報を届けられるのではないのでしょうか。また、工夫次第では幅広い世代に受け入れられるようになると思いますし、アナログな手法とはいえ、まだまだ可能性を十分に秘めたメディアだと思えます。特殊なソフトがなくても、手書きの一枚物からでも始められますし、難しいことは近在のパソコンが趣味の方などにお願ひしてみるのが良いのではないのでしょうか。何事も最初の一步を踏み出すことが肝要ですので、あまり考え過ぎずに、まずは「何か」書き始めてみることをお勧めします。

## あらまし

当社々報は昭和六十一年の創刊以来二十四年、四十七号を数えます。発行は年二回、約六千部を氏子各戸及び崇敬会会員の方などに配布しています。創刊当時は単に『社報』と題したA4判八頁のものでしたが、平成改元を節目に『いわさか』と名付けられ、紙面もB5判十二頁に改められました。以降平成十七年頃まで近在の記者の方に編集をお願いしていましたが、その方の引退に伴い、物は

アイデア神職の奮闘記

『千支の巨大張り子』

の作成

岡山市北区北方鎮座  
御崎宮宮司

根石 征明

氷山の一角

当社は旧の郷社で、戦前には多数のお参りがあったものの、ここ数十年、祭典時以外無人状態が続き、平成七年に本殿屋根他の改修が行われましたが、徐々に参拝が減少、地域の方ですら、あまりお参りされない神社となっていました。

平成八年の九月、ご縁を頂き、元来、社家ではない私が、初めて宮司としてご奉仕させて頂いたものの、総代の方々と顔識もなく、まずは信頼関係作りの為、境内の清掃など目に見えないところから少しずつ溶け込む努力を続けて参りました。

平成十七年になり、当初「お金も無いし、迷惑だから、お祭りの時だけ来てくれればいいから」と言っていた総代さん方からも「苦

勞を掛けますが、是非よろしく頼みます。」との激励を得、念願であった日中の神社出社が実現。平成十七年の春から神青協の副会長となり、会議などで神社に毎日出社することが出来ない時もありましたが、平成二十年からは家族の手伝いもあり、当たり前の事ですが、現在では、なんとか日々のお日供をさせて頂けるようになりました。

作成動機

宮司就任十年目を迎え、漸く総代さんや地域の方々の理解が得られる様になった平成十七年、神社の活性化はもとより、ご参拝頂いた方々が明るい気持ちになる事は出来ないかと考え発案。又、自らも厄年を迎え、何かしら人様が喜ぶ事がしたかったという事もありました。

作成秘話

とにかく、作るのなら、ビックリするものがないなと思ったのですが、「巨大絵馬」などはありふれてるし、絵の才能も無いしなあ〜と思って、授与品を見ていたときに目に入ったのが「千支の張り子」。ただ、ひらめいたものの、どのように作ればよいのか、かなり悩み

ました。竹ひごのようなものを骨組にするとか、針金を張り巡らせて表面を石膏で固めるとか・・・。年末の時間の限られた中、「二週間弱で完成させる事が出来るには」と考えた挙句の果て、ダンボールで骨組みを作り、表面に和紙を貼り付け、スプレー塗装という方法に行き着いたのでした。(特許済みでっせ)。

第一作目は「いのしし」だったので、始めはまじめに作りすぎて、子供たちが怖がって近寄ってくれなかった事を踏まえて、翌年からはプリーティーでキュートな物を作るよう心がけました。

効果

一作目は、節分でお焚き上げ、

二作目からは、好評につき、正月から七月半ばまで展示していましたが、子供連れや特にピチピチギヤルの参拝が増え、「え〜宮司さんが作られたんですか？素敵〜。」なん

て言われながら、楽しくご奉仕をさせて頂いただき、喜ばしい限りであります。冗談はさておき、今までお参りされていた方からも、境内が明るくなったとの評価を頂いており、これをきっかけとして神社に関心を持ち、お参り頂ければ有難いと思っています。

今後

正直、年末の作成は厳しいものがありますが、参拝者の喜ぶ顔を見れば、疲れも吹き飛びます。又、今年は、崇敬者の方から張り子に付ける手作りの鈴や鈴尾も奉納頂き、今後の展開が楽しみです。来年は阪神の優勝祈願も兼ねて、どんなものを作ろうか今から楽しみにしております。



張り子の牛

こだわりの社

第十四回

内 宮  
(岡山市南区浜野)

岡山市南区浜野に鎮座する内宮(伏見修宮司)は、その名の通り元伊勢に比定される古名社である。「倭姫命世記」に記載のある「吉備国名方浜宮」を創祀とし、元々はやや南の位置にあったと伝わるが、天正九年(一五八一)、現在地に遷座された。近年まで番匠(元来は朝廷の匠事に関わる飛驒の工匠をさす)家と称する家が近隣に在り、この事からも、創祀に朝廷との密接な関わりが推知される。

惜しむべき事に、昭和二十年六月の岡山空襲によって、表門(天明年間造営・現存)を除く境内社殿のほぼ全てと、貴重な御神宝や古文書類の一切を焼失した。故に当社の戦後史は再建の歴史と言える。昭和三十年代から再建が始ま

り、当時のあり合わせの材で出来た建物から、本格的な社殿への建替が徐々に進行していった。ただし、拝殿のみは、戦時中の飛行機会社の建物を解体して材を持ち寄り、手作りでそれらしく工夫・再建した氏子の思い入れもあり、本格的な建替事業は長らく見送られて来た。平成二十年三月に至り、鎮座二千五十年の記念事業として、漸く着工にこぎ着けたとの事である。設計・施工を新東住建工業株式会社へ依頼し、一年間の工期を以て、今年三月に完工した。

神宮との特別な関係から、当社は前回の式年遷宮に伴う撤却古材譲与の榮に浴している。故に、設計は建具に至るまで、譲与古材を最大限に活かす事を至上命題とした。古材の寸法に従えば、九寸の丸柱を二十本用いる運びとなったので、全て中国山地から寒冷期に切り出し、予め一年の乾燥期間を設けている。また合板などの所謂新建材は一切使用せず、飽くまでも国内産の無垢の木材にこだわった。

新拝殿(幣殿も新設)は、本殿との釣り合いも考慮して神明造調とした。「簡素かつ質素ながらも清楚」とするべく、一切の装飾を控えた総檜造。千木・鯉木の無い

外観には、寧ろ親近感が湧いてくる。最低限の飾り金具となった唄金物は、神宮に倣って三重唄の特注品(通常は二重)とし、鍍金の金色も煌びやかにならぬよう色調を抑えている。

本殿が真東に向いているため、拝殿は南北に棟を有する構造である。格天井の天井板には、全てウツクリで木目を磨き出した杉の無垢板を使用している。長押には、木口を見せず、木目を連続したように見せる雛留という特殊加工が随所に見て取れる。

幣殿は南北七メートル×東西四メートルの板張りであり、内部両脇(北側と南側)を格子状引き戸で仕切って同規模の間を設け、神饌所や物置に呈している。本殿のある西側には特殊形状の二枚の



内宮 拝殿 正面

サッシ(旧拝殿の遺構。正中側の支柱を上下三十センチ程残して取り除き、大きな板ガラスの端同士が近接する構造)を使用し、閉めていても本殿が良く見える。南側に神職の出入り口がある。

拝殿は、南北九メートル 東西五メートルの石畳敷きとなっており、幣殿より約五十センチ床面が

下がり、二段の階で繋がっている。土間拝殿としたのは、本殿の高さからの構造上の理由と、正座の出来る参拝者が減少している時代の趨勢からの二面によるが、向拝のある東側から土足のままで昇退殿出来るのは、混雑時の入出時間の短縮など長所が多い。

外観上の特徴は、大きな向拝と軒の長い屋根である。二本の向拝柱は拝殿東壁面から二・五メートル離れ、それぞれ南北に四メートル離れている。更に軒が一・七メートルに亘って（幣殿・拝殿も同様に）くると張り出しているのが、向拝に入れば、参拝者は居心地の良い抱擁感に包まれる。ここでは自慢の九寸丸柱が全部見えるので、頼もしさもひとしおである。また茅葺きを模した銅板葺きの屋根は、特に破風面では棟に上がるに従い、微妙に銅板を細くする手間が要るが、これが七段重ねで、しかも軒付仕上げというこだわりも加わり、屋根葺きだけで三ヶ月を費やした。

因みに件の丸柱は全て本立としたが、雨水浸入による腐敗防止の為、内部を少し削り、輪状（表面から中心へ一センチの厚さ）の木口が直接台石に触れるのみである。また板壁は全て矢筈（断面を

矢羽根状）に加工している。：なご目に見えぬ仕事は枚挙に暇がない。神社側の要望と、後世に長く伝えたいという氏子の願いを十二分に受け容れた責任施行が窺われる。

なお、殿内調度品の殆どは、目下、旧拝殿時代の物をそのまま使用している。何もかも全てを新調したもの、結局不自由・不必要を感じて撤却するよりは、じっくりと用を見極めて徐々に取り替えて行きたいとの理由からだが、不

思議と全く違和感が無い。必要な物のみを配した簡素さが、却って機能美までも醸し出しており、ここでも設計思想を良く具現している。

周囲は住宅地と化したものの、境内は依然として古社の佇まいを失わない。植樹された数多の樹も、落ち着いた景観を引き立てている。恐らく近年では当社が初となる神明造調の新拝殿。再建の歴史に漸く終止符を打てた喜びに満ち溢れている。

## 研修企画室の活動状況

研修企画室長 戸部 廣徳

岡山県神社庁組織改革委員会の答申に基づき平成十八年度から、神社庁研修所内に新たに研修企画室が設置されました。

研修企画室は、初任・中堅・各種研修・指定事務実習・神社庁実習等本研修の目的とする神職の生涯教育の充実及び資質向上に向けて単位会、委員会、支部等との連携を密にし、研修を企画、立案し開催してまいります。

神社庁研修所が主催する研修会は近年増加し年間凡そ三十日をか

ぞえ、延べ人数では四百名を超える受講者の参加であります。祭祀委員会や教化委員会、神道青年協議会や女子神職会さらには支部が主幹となつて企画し段取りをしていただいております研修も多くあります。

研修企画室は本来神社庁研修所が行ってきた、各種の研修会にも企画し、従来の研修にとらわれず、門戸を広げて県内神職のニーズに配慮るべく実りある研修を目指してまいりますと思っております。

また、神職教養研修をシリーズで開催しており、今まで特に多くの参加を頂いた研修では「神社の税務会計処理」には五十名以上の参加を頂きました、神社も法人であり給与、納税、源泉徴収など正しい神社の経理に参加者も危機感を持って頂いたのも、この研修の意義深いところでした。

更に「神社建築」研修には総代も含め五十名に近い参加でありました。社寺建築の社長の講義を受け、大型バスで移動して現在建築中の社殿をつぶさに見学できたことは有意義であり、画期的な研修でありました。

毎年開催しています中堅研修（中国五県）は申込みの多い研修で各県五名の定員で順番待ちになる年もあります。当県での開催には、できる限り参加できるように取り計ってまいります。

初任研修は神職に任用されて五年以内に履修しなければなりません。該当する初任の方に研修所からも直接参加の募集をしますので参加者の少ない研修会でありませぬ。万障繰り合わせてご参加をお待ち申し上げます。

研修企画室に皆様からのご要望の研修や、ご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

### 神職教養研修会

岡山県女子神職会会長  
浅原タツエ

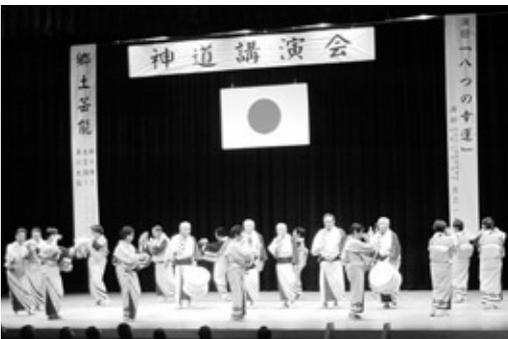
去る四月二十七日、岡山県神社庁において、民俗学者神崎宣武先生をお迎えして教養研修会が開催されました。当初の計画では女子神職会だけの講演会を予定していましたが、折角神崎先生をお迎えするなら、大勢の方と共に勉強しようよと、このような形になりました。

演題は『神酒と直会・吉備文化における生と死のしきたり』と欲張ったお願いを致しました。

ケ・ケガレ・ハレの循環  
(まつりの意味)

酒の力(直会の意味)  
など神と人との繋がりを明解に説かれました。私達は何時も祭典と直会は付きもので、「まつり」が終われば必ず直会をするものと日頃から深く感じておりませんでした。ところが直会にも色々なルールもあり、形態も違っていることに気づきました。三三九度の盃事は婚礼だけでなく他にも使われております。然し、禊家祭におこなうのは私の奉務神社だけかと思っておりましたが、他の地方でもあ

### 神道講演会に五百人が来場



## 巡回神道講演会

ることを知りました。禊家祭でのクライマックスは、禊家引継ぎのための三三九度の盃事です。今では「まつり」もずいぶん簡素化されましたが、できるだけ昔のままの行事を続けて行きたいと願っております。

日本の民俗文化は、純粋な精神のもとにつくられた「人と人との繋がり」「神と人との繋がり」を意識させる大切なものであると思います。神崎先生は全国各地、外

国にも足を直接運び調査研究をしておられ、生きたお話が伺え、何時もながら興味深く勉強させて頂いております。

年々廃れていく貴重な日本文化遺産を掘り起こし、まとめ、未来の日本文化発展向上への足がかりをつくって頂けること、それも私達岡山県の神社関係者の中にいて下さる神崎先生に敬意を表し、私もまだまだ勉強することが山ほどあることを実感いたしました。

真庭支部副支部長

牧 博 嗣

教化委員会主催による「巡回神道講演会」が、去る三月二十八日(土)真庭市の勝山文化センターで開催された。

講師には、松尾大社宮司・皇學館理事長佐古一洌先生を招請し、「八つの幸運」と題してご講演を頂き、来場者は一階席がほぼ満席の五百人に上った。

今回、主管した真庭支部では神職・総代十二名で事業実行委員会を組織し、昨年八月から延べ七回に亘り会合を重ね、地元郷土芸能を織り交ぜての神道講演会を企画した。

当日の講演会は、先ず、若手神職兄弟による「だんじり囃」で威勢よく開演。続いて、熊野神社の「獅子練り」が客席に乱入、会場を盛り上げた。次に、蒜山地方に伝わる、国の重要無形文化財に指定されている「大宮踊り」が大宮踊り保存会の皆さんによって披露された。

そして、いよいよ本題に入り、佐古一洌先生による「八つの幸運」と題しての講演。

佐古先生の、「我々は、宇宙の大自然に生かされて、地球上に、それも人間として、その上日本人として生まれた幸運がある」等、数えて行くと「八つの幸運」を知らず知らずのうちに享受している、具体的な事例を示しながら、又、時折笑いを交えての講演に、一同熱心に耳を傾けていた。

最後は、地元の和太鼓集団「早川太鼓」の勇壮な演奏で締めくくり閉演。

このような、郷土芸能を織り交ぜての神道講演会は初めての試みであり、一番心配していた地元市民を始め、津山支部、そして、県下各支部からも多数ご来場頂き、想像以上の成果を収めることができた。

## 研修と 身分・階位

神職は生涯現役で、生涯研鑽に努められる方が多い。神社本庁の研修制度もこの促進のためのものだが、それ以外に神職の助けとなる一面もある。

初任神職研修、中堅神職研修、各種研修が研修の中心となるが、中でも最も身近なのが各種研修である。各種研修は祭式や太鼓など、より実践的なものや、神職としての教養を高めるための神社建築などの研修を神社庁や支部、関係団体が開催している。どの研修でも全ての過程を終えた印として研修了証が交付され、研修歴として神社本庁に登録される。

各種研修の研修歴は、階位を取得する際に必要な実習を免除される条件の中や、神職の在職年数により階位を進める際の条件の一つとなっている。

例え、正階授与では、一定の条件を満たせば神職の経歴により権正階の方が正階を取得することができる。それが正階基礎研修を受講する方法である。正階基礎研修は、伊勢の神宮道場で十日間の研修に三回参加することで修了となる。しかし、この正階基礎研修も研修歴により免除されるケースがある。七十才以上の神職で、権正階授与後の在職が十年以上、研修歴が二十日以上あれば、正階基礎研修を受講したものと見なされて特例修了ができる。正階授与にはこの他に個別神社実習の三十日間を受講する必要があるが、これも先の条件を満たしていれば免除の対象となる。あとは、権正階授与後の研修歴が十日以上あれば、検定願と授与願を提出すれば正階授与となる。

この他の階位でも検定・授与の際の条件を緩和する材料として研修歴が用いられている。研修を受講することで階位の取得が容易となっているのだ。

また、岡山県では神職身分の昇級の際にも研修歴が考慮されている。「岡山県神社庁身分選考基準」の中に研修歴のことがあり、特に二級の選考基準の条件の一つとして中堅神職研修の全過程を修了することが挙げられている。

中堅神職研修は中国地区の各県神社庁が持ち回りで開催する神社

庁主催の「中堅神職研修」と伊勢の神宮道場で開催される神社本庁主催の「中堅神職研修」とがある。どちらも五日間の研修であるが、神社庁主催のものを二回、計十日間受講した後に、神社本庁主催の「中堅神職研修」を二回、計十日間受講することで、全過程修了となる。これから岡山県で二級になる方は中堅神職研修二十日間を受けていることが前提となる。しかし、これも全過程修了に読み替える方法がある。年齢が六十五歳以上で、初任神職研修四日間とその他の研修を十五日間受講していれば、中堅神職研修を二十日間受けた方と同じ扱いとするのである。

本当は順序が逆かもしれないが、最後に初任神職研修。初任神職研修は、昭和五十年七月一日以降に神職となった方は、任用されてから五年以内に受講する必要がある、神職であれば必ず一度は受けなければいけない研修である。先の二級昇級のところでも述べたが、中堅神職研修の免除規定の条件の中にも入っており、受講することのメリットは大きい。またそのようなメリットは度外視しても、この研修を通して自分と同じような立場の県内神職と知りあうことができる大変貴重な機会だと

思う。これは中堅神職研修をはじめとする全ての研修で共通して言えることだが、ここで知り合った人とわからないことを何でも聞き合える仲になる方は多い。

研修参加は、敷居が高い。特に人前で実技を伴うものはそのように受け取られがちだ。しかし、将来の自分を見据えたとき、必ず自分に財産が残るはずだ。

## 神社庁辞令

一月一日

神社庁雅楽講師補を委嘱する

安達 明治

神社庁祭祀舞講師補を委嘱する

安達 明治

神社庁錬成行事助彦を委嘱する

笹井 昭昌

祭祀委員会委員を委嘱する

西辻 嘉昭 河本 昌樹

黒坂 英人

二月一日

負担金賦課基準是正委員会委員

長を委嘱する

笹井 和男

負担金賦課基準是正委員会副委

員長を委嘱する

河本 貞紀 新庄 正安

負担金賦課基準是正委員会委員を委嘱する

佐々木 講治

井上 亮二

小野 泰道

戸部 廣徳

牧 博嗣

藤山知之進

横林 武彦

吉野 博人

福田 隆

末廣 恒則

土居 義範

上月 良典

吉田 重隆

那須 正寛

岡崎 義弘

中田 保

太田 浩司

桑野 尚明

木山 武彦

鳥越 真澄

山室 宣也

小野 忠紀

石井 紀之

渡邊 龍馬

長江 俊忠

須田 誠

水島 幸彦

栗井 睦夫

三星 公正

日野 正彦

市村 正行

内藤 文忠

三垣 一

藤原 一信

若林 一利

永山 昌衛

猪元 登

栗井 一吉

四月一日 教化委員会委員を委嘱する

松岡多衣子

五月一日

岡山県神社庁協議員を委嘱する

小川浩太郎

六月二十四日

研修企画室室員を委嘱する

太田 浩司

### 夏期研修予定一覧

No	開催日	終了日	主管者	研修名	会場	受講料
1	8月17日	8月17日	吉備支部	祭式研修会	総社宮(総社市総社)	1,500円
2	8月19日	8月20日	玉垣会	祭式並禊研修会	岡山縣護國神社研修所、西脇海水浴場	5,000円
3	8月20日	8月21日	新見支部	浦安の舞研修会	船川八幡宮(新見市新見)	1,300円
4	8月23日	8月23日	新見支部	祭式研修会	國司神社(新見市高尾)	1,300円
5	8月29日	8月29日	井原支部	衣紋並祭式研修会	花月別館(井原市井原町)	2,000円
6	8月30日	8月30日	川上支部	衣紋並祭式研修会	成羽総合福祉センター(高梁市成羽町)	2,000円
7	9月10日	9月10日	岡山県神道青年協議会	祭式研修会	岡山県神社庁(岡山市中区奥市)	3,000円

## 神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
20・12・10	笠岡市東大戸	天神社	本 禰宜	鳥越 啓一
21・1・20	備前市吉永町多麻	滝谷神社	本 宮司	長尾威都喜
21・1・29	勝田郡奈義町馬桑	馬桑荒神社	兼 宮司	武山 和代
21・2・1	加賀郡吉備中央町下加茂	日吉神社	兼 宮司	菱川 智
21・2・1	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本 宮司	藤井 崇行
21・2・21	笠岡市今立	綿津見神社	兼 宮司	田邊 文隆
21・2・23	高梁市高倉町田井	御前神社	本 宮司	渡邊 和民
21・2・23	高梁市高倉町田井	久田神社	本 禰宜	大山由圭利
21・2・23	津山市宮部下	天神社	兼 特任宮司	松岡 俣夫
21・2・24	加賀郡吉備中央町豊野	東豊野神社	本 宮司	西山 朋朗
21・3・1	美作市宮本	讚甘神社	兼 宮司	白岩 修治
21・3・9	苫田郡鏡野町中谷	中谷神社	本 宮司	岡本 正英
21・3・9	苫田郡鏡野町原	原神社	兼 宮司	岡本 正英
21・3・10	岡山市北区三和	八幡宮	兼 宮司	末廣 麻信
21・3・27	加賀郡吉備中央町上加茂	鴨神社	兼 宮司	菱川 宏
21・4・1	岡山市北区一宮	吉備津彦神社	本 禰宜	中川 基嗣
21・4・1	美作市滝宮	天石門別神社	兼 禰宜	中川 基嗣
21・4・1	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本 禰宜	伏田 尚徳
21・4・1	新見市神郷釜村	日吉神社	兼 宮司	横内 久明
21・4・1	新見市神郷釜村	二柱神社	兼 宮司	横内 久明
21・4・1	新見市神郷釜村	疫清神社	兼 宮司	横内 久明
21・4・1	新見市神郷釜村	嚴島神社	兼 宮司	横内 久明
21・4・1	新見市神郷釜村	石上神社	兼 宮司	中島 元幸
21・4・1	新見市神郷釜村	和忠神社	兼 宮司	中島 元幸
21・4・1	新見市神郷高瀬	龜尾神社	兼 宮司	中島 元幸
21・4・1	新見市神郷高瀬	木谷神社	兼 宮司	中島 良介

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
21・1・28	勝田郡奈義町馬桑	馬桑荒神社	兼 宮司	二宮 皓朔
21・1・19	備前市吉永町多麻	滝谷神社	兼 宮司代務者	新庄 英明
21・6・30	岡山市北区御津紙工	宇甘神社	兼 宮司	宇野 尚憲
21・6・30	岡山市北区建部町市場	真名井神社	兼 宮司	宇野 尚憲
21・6・30	岡山市北区建部町土師方	天津神社	兼 宮司	宇野 尚憲
21・6・24	岡山市北区建部町土師方	住吉神社	本 宮司	宇野 尚憲
21・6・24	加賀郡吉備中央町竹部	愛宕神社	兼 宮司	土居 義範
21・6・1	加賀郡吉備中央町小森	天津神社	兼 宮司	土居 義範
21・6・1	新見市神郷油野	大碓神社	兼 宮司	奈須 信和
21・6・1	新見市神郷油野	荒神社	兼 宮司	奈須 信和
21・6・1	新見市神郷油野	笹尾神社	兼 宮司	奈須 信和
21・6・1	新見市神郷油野	氷室神社	兼 宮司	奈須 信和
21・6・1	新見市神郷油野	山神社	兼 宮司	奈須 信和
21・6・1	新見市神郷油野	奥田神社	兼 宮司	奈須 信和
21・6・1	新見市神郷油野	山神社	兼 宮司	奈須 信和
21・6・1	新見市神郷油野	杉戸神社	兼 宮司	奈須 信和
21・6・1	浅口市鴨方町鴨方	鴨神社	兼 宮司	桑野 重臣
21・4・27	岡山市東区西大寺浜	豊原角神社	兼 権禰宜	岡崎 瑞枝
21・4・27	岡山市東区西大寺川口	八幡宮	兼 権禰宜	岡崎 瑞枝
21・4・27	瀬戸内市牛窓町牛窓	牛窓神社	本 権禰宜	岡崎 瑞枝
21・4・15	加賀郡吉備中央町細田	天津神社	兼 宮司	海士部満徳
21・4・15	加賀郡吉備中央町上田東	松尾神社	兼 宮司	海士部満徳
21・4・6	岡山市中区奥市	岡山縣護國神社	兼 権禰宜	渡邊 吉樹
21・4・6	新見市坂本	湖見神社	兼 宮司	渡邊 吉樹
21・4・1	新見市神郷高瀬	八幡神社	兼 宮司	中島 良介
21・4・1	新見市神郷高瀬	氷室神社	兼 宮司	中島 良介
21・4・1	新見市神郷高瀬	天津神社	兼 宮司	中島 良介

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	職名	氏名	現身分	享年
20・4・9	新見市哲西町上神代	八幡神社	名譽宮司	荒木二三三	二級	82
20・3・9	新見市神郷油野	杉戸神社	宮司	藤家 弘巳	二級上	91
21・2・3	新見市金谷	天満神社	宮司	渡邊 昭臣	二級上	81
21・1・26	加賀郡吉備中央町上田東	松尾神社	宮司	藤井 守	三級	71
21・1・18	高梁市高倉町田井	御前神社	宮司	渡邊 伴緒	二級	89

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
21・6・30	岡山市北区御津新庄	熊野神社	本 禰宜	宇野 尚憲
21・6・6	倉敷市福田町古新田	濱田神社	兼 宮司	柚木 和彦
21・5・31	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本 権禰宜	柳 恵介
21・5・31	浅口市鴨方町鴨方	鴨神社	兼 宮司	桑野 典彦
21・4・6	岡山市中区奥市	岡山縣護國神社	兼 権禰宜	渡邊 吉樹
21・4・6	新見市金谷	天満神社	本 禰宜	渡邊 吉樹
21・4・1	美作市滝宮	天石門別神社	本 禰宜	中川 基嗣
21・3・9	岡山市北区三和	八幡宮	兼 宮司	末廣 恒則
21・3・9	苫田郡鏡野町中谷	中谷神社	本 禰宜	岡本 正英
21・3・1	美作市宮本	讚甘神社	本 宮司	白岩 修治
21・2・24	加賀郡吉備中央町豊野	東豊野神社	本 禰宜	西山 朋朗
21・2・23	高梁市高倉町田井	海神社	兼 禰宜	渡邊 和民
21・2・23	高梁市高倉町田井	御前神社	本 禰宜	渡邊 和民
21・2・23	加賀郡吉備中央町豊野	東豊野神社	兼 宮司代務者	清瀬 光政
21・2・20	笠岡市今立	綿津見神社	本 宮司	守本 壯平
21・2・1	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本 禰宜	藤井 崇行
21・1・31	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本 宮司	藤井 敬
21・1・31	加賀郡吉備中央町下加茂	日吉神社	本 禰宜	向崎 央
21・1・31	加賀郡吉備中央町上野	天満神社	兼 宮司代務者	向崎 作雄
21・1・31	加賀郡吉備中央町下加茂	日吉神社	本 宮司	向崎 作雄

# 庁務日誌抄

自 平成二十年十二月一日  
至 平成二十一年六月三十日

## 十二月

一日 月次祭  
二日 神青協大麻啓発活動  
(於：倉敷)

五日 女子神職会清掃奉仕  
神社メール説明会

八日 財務委員会  
九日 祭祀舞部会  
育成部会

十日 特殊神事部会  
神青協発送作業

二十五日 神青協発送作業  
二十六日 ご用納め

## 一月

五日 仕事始め・新年祭  
二十二日 神青協役員会・発送作業  
二十三日 事業部会  
二十六日 祭祀部会  
二十八日 研修企画室会議  
三十日 正副庁長会・役員会

## 二月

二日 月次祭

四日 敬婦監査会・役員会

九日 有職故実並祭祀研修会  
十三日 特殊神事部会

十六日 神政連県本部役員会  
神青協六十周年記念事  
業委員会

十九日 育成部会  
広報部会

二十日 事業部会  
負担金賦課基準是正委  
員会

二十三日 不活動法人対策会議  
二十四日 祭祀舞部会  
二十五日 女子神職会自主研修  
県教育委員会との意見  
交換会

二十七日 総務委員会

## 三月

二日 月次祭  
祭祀部会  
祭祀舞部会

三日 雅楽部会  
九日 事業部会発送作業  
十一日 神宮奉賛部会  
十二日 事業部会  
神殿祭

十六～十七日 春の参拝旅行(第一班)  
十七日 女子神職会三役会

十六～十七日 春の参拝旅行(第一班)

十七日 女子神職会三役会

十七～十八日 神青協監査・発送作業

十八日 春の参拝旅行(第二班)  
十八日 雅楽自主研修(龍笛)  
十九日 祭祀部講師打合せ  
二十三日 神青協三役会  
二十五日 神宮崇敬会県本部監  
査会

二十七日 関係者大会企画委員会  
身分選考表彰委員会  
三十日 神青協監査会  
特殊神事部会  
初任神職研修講師会議  
三十一日 神青協監査会

二十九日 神青協監査会  
三十日 特殊神事部会  
初任神職研修講師会議  
三十一日 神青協監査会

十六日 春の参拝旅行(第二班)  
十七日 雅楽自主研修(龍笛)  
二十日 女子神職会自主研  
修  
二十一日 教化委役員会  
二十三日 特殊神事部会  
二十七日 岡山県神社関係者大会  
(於：岡山市民会館)

二十七日 女子神職会総会・講演会  
二十八日 神楽部監査会・役員会  
神青協役員会  
指導者養成研修会議  
遷宮奉賛会県本部評議  
員会  
身分選考表彰委員会  
不活動法人対策会議

二十九日 神青協監査会  
三十日 特殊神事部会  
初任神職研修講師会議  
三十一日 神青協監査会

## 五月

一日 月次祭  
七日 雅楽自主研修(龍笛)  
祭祀部会  
神青協発送作業  
岡山県敬婦総会  
(於：西大寺・牛窓)

十一日 岡山県敬婦総会  
(於：西大寺・牛窓)

十二日 事業部会  
十三日 財務委員会  
十四日 神政連県本部役員会  
十五日 神宮奉賛部会  
二十一日 教化委神社視察研修旅行  
(愛媛県・大山祇神社)

二十四日 神楽部総会  
(於：神楽部小田支部)

二十四日 神楽部総会  
(於：神楽部小田支部)

### 神職の皆様へ

## 神社メールに加入しましょう

神社庁総務委員会では、神職への連絡事項を迅速に行うために、携帯電話のメール機能を利用した「神社メール」を構築しており、神社庁行事や研修会案内、神社関係者の訃報等を随時配信しております。また、支部内の連絡にも使用できますので、是非加入して下さい。加入方法は下記の通りです。

#### 記

1. 携帯電話で下のコードを読み込むか、**usagi-bm-ctrl@usagi.co.jp**を入力し、タイトル、本文に何も入力せず送信します。
2. しばらくすると自動的にメールが返信されます。
3. 申込コード「**2786000**」を入力してOKボタンを押します。
4. 氏名、フリガナ、登録したいグループを選択して、登録ボタンを押します。
5. しばらくすると登録完了のお知らせメールが届きます。

登録料等の費用はかかりません。  
携帯電話が利用できない方はパソコンで受信も可能です。



登録用コード

二十五～二十六日	支部長懇話会 (於…赤磐支部 和気鶴飼谷温泉)	三日	神青協奉告祭習礼 県神青協創立六十周年 奉告祭 身分選考表彰委員会	十六日	祭祀舞部会 祭祀委役員会 神青協事業部会
二十五日	育成部会	四日	役員会	十七～十九日	役員旅行
二十六日	祭祀舞部会	六～七日	雅楽自主研修(龍笛) 中国地区氏青神青合同 研修会(於…鳥取)	二十～二十一日	初任神職研修会 (於…閑谷学校)
二十八日	広報部会 神政連県本部選挙対策 委員会	九～十日	中国地区女子神職研修 会(於…福山)	二十二日	特殊神事部会
二十九日	神青協奉告祭習礼 特殊神事部会	十二日	祭儀部会 大麻頒布担当者会議 教化委役員会	二十四日	定例協議員会 神青協発送作業 神青協広報部会
一日	月次祭	十五日	正副庁長会 崇敬会県本部評議員会 事業部会	二十五日	雅楽部会
二日	女子神職会役員会			二十七～二十八日	初任神職研修会 (於…閑谷学校)

## 神社庁閉庁の お知らせ

12月28日(月)午後～  
1月4日(月)

神社庁HP上で検索できません岡山県内神社について、皆様方に資料の提出をお願いし、広報部も資料集めに奔走して参りましたが、このままでは全神社掲載までに何時迄かかるかわからない状況でした。そこで一旦資料提出頂けていないものについては神社庁にありますが資料で掲載することといたしました。その上で訂正あるところはお申出頂き、ある程度まとめて訂正していくことといたします。何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 編集後記